第22回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 公共施設の利用について

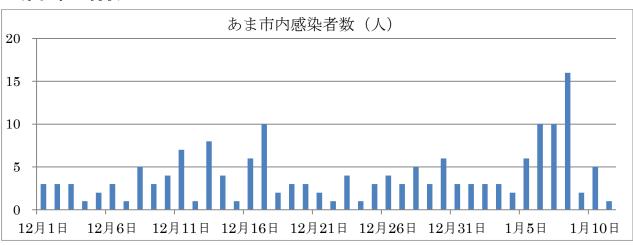
〇全公共施設休館の条件

条件

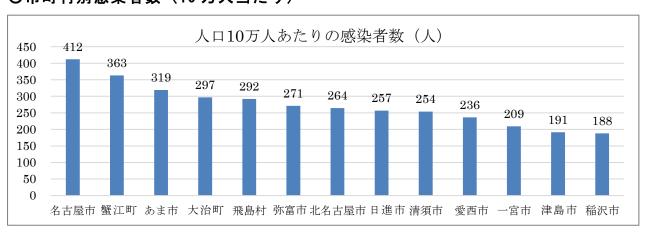
- ・国又は県の緊急事態宣言が発出された場合
- ・次の3つのうち2つ以上の条件が該当した場合
 - 1 市内の飲食店等でクラスターが発生した場合
 - 2 市内で1週間の感染者数が合計で20人を超えた場合
 - 3 1週間で同日に3か所以上の公共施設(庁舎・小中学校・保育園等を除く)で感染者が確認された場合

※1週間は火曜日から月曜日までを基準とする

〇あま市の現状



〇市町村別感染者数(10万人当たり)



○愛知県による呼びかけ

県民	事業者
①不要不急の行動自粛	⑤時短とガイドラインの徹底
②県をまたぐ不要不急の移動自粛	⑥テレワークの徹底
③高齢者等への拡大防止	⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策
④感染拡大対策の徹底	⑧街頭のイルミネーション等は早めに消灯
	⑨行事・イベントの対策徹底